

平成24年度

事業報告書(案)

社会福祉法人宗像会

平成24年度事業報告

総括

平成24年度の特記すべき事項は、2006年4月1日より障害者自立支援法が施行されましたが、新たにそれに代わる法律「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月1日から施行されます。これは実際には自立支援法の改正であり、自立支援法の題名を第1条で変更（障害者総合支援法）し、規定の一部を修正したものでした。この法律では、これまで厚生労働省令が定めていた基準を都道府県が条例で定めることとなりました。

これらの関係法律の整備に関する定款、規則、規程等の見直しと福岡県福祉労働部等からの指導監査や業務内容の精査を求められたことと宗像市からの指定特定相談支援事業の指定を受けた業務内容が不明確で情報が錯綜しこれらの整理に一年の多くを費やしました。

その他、これまでの懸案事項になっておりました築30年を経過し老朽化が激しくすの木園本館改修工事の前提になっていた対震度に瑕疵がなかったことと保護者からの要望が強かったくすくすホーム改装・増築の着工に向けた貸主との協議を重ね同意を得ましたので、これら2ヶ所の工事に着手することができました。

障害者自立支援法で4年が経過し三つの支援事業(①就労移行支援②就労継続支援B型③生活介護支援)が確立し、この三事業に対して、それぞれ目標とテーマを掲げ特徴ある事業を展開し、利用者の個々に適した支援計画を作成してサービスの提供に取り組んできました。

その結果、就労移行支援事業では、21年度1名、22年度1名、23年度1名の利用者が毎年1名ずつですが就職することができ実績を残してきましたが今年は、社会環境の変化と利用者の意向を一致させることができず社会参加への一步を踏み出すことができませんでした。

就労継続支援B型事業では、1名の利用者の方が施設外実習や作業等の訓練を経て、社会参加への必要な知識や能力等も向上し、将来の就職に結びつくまでに成長しています。

特に、事業の主体となっている椎茸ハウスが1月の大雪で4棟中3棟が倒壊しましたが損害保険を活用した迅速な復旧に努め被害を最小限に食い止めることができました。また、食品乾燥機を導入し新たな製品開発に利用者と職員が一体となって取り組んでいます。

生活介護では、移行開始年度より事業の三本の柱立て①生産活動（作業）②機能訓練（リハビリ）③創作活動に取り組んでいます。その中でも利用者の機能的自立支援を目指すことを最重点事業として作業療法士によるリハビ

り計画の充実を図るための訓練内容及び社会性を養う訓練等を取入れるなど工夫をした結果、利用者の身体能力や言語機能等の成長が保護者や利用者を前にした発表会でも証明することができました。このことは、保護者から期待されている利用者への健康増進にも十分応えることができものと確信しています。

また、それぞれの事業の生産及び産物事業では、生産品の販路拡大の推進及び授産製品の安定化を図った結果、利用者への工賃及び賞与への還元も国が示す工賃倍増指数(平均13,000円、生活介護平均3,000円)、県が示す工賃倍増計画指数(12,784円)を大きく上回り、平成24年度の当法人が目指す目標としていました安定的作業と工賃アップの確保の達成「当法人平均(B型)工賃額17,219円、生活介護3,851円」もできました。

施設整備計画の進捗状況につきましては、3カ年施設整備の最後の年でもありましたが築30年が経過しシロアリや耐震での不安を抱えていた建物の基本となります対震度調査を実施しその結果、改装・改修にも耐えるとの診断を受けましたので一級建築士2名に力添えと支援を求め本館の改修工事に着手することができました。

また、保護者からの要望が強かつくすくすホームの改装・増築については保護者からのアンケート調査(8月)を実施した結果、すぐに入居希望が57名中10名(4人は入居中)で18%となり個別面談した保護者6名からも早々に入居誓約書の提出がありました。

これを基に貸主との同意書の締結、福岡県の関係部局や宗像市・宗像地区消防本部等との協議や指導・助言等を重ね見通しができたので着手しました。現在すでに一部の工事が発注され施工されています。

なお、24年度は特に、施設運営の充実と安定を図るため、国・県・市との関連性が深い、①指定特定相談支援事業所運営規程の制定、②職員被服貸与規程の制定、③嘱託職員規則の制定、④虐待防止対応規程の制定、⑤セクシュアルハラスメント防止規程の制定、⑥就労移行支援事業運営規程の廃止、⑦定款の一部改正、⑧就労継続支援(B型)事業運営の一部改正その他6件の改正⑨くすの木園本館改修工事請負契約の締結など諸規則、規程等及び契約の締結をして諸整備に努めました。

利用者の状況につきましては、利用者が他の施設を利用したことで3名の退園がありましたが、新たな入園者として、25年3月に古賀特別支援学校高等部より卒業生2名(男性)が入園し、58名の人員から57名となり、1名の減員となりますが今後とも、利用者の確保を最重点に目標を達成できるように努めてまいります。

国の障害者施策では、平成23年7月に障害者基本法が改正され「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という理念に則り、障害者を施策の主体として位置づけられるとともに、障害者に対する差別禁止と社会的障壁の除去に関する合理的な配

慮義務が定められました。

また、障害者自立支援法の題名が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」と改められ今年の4月1日より施行されました。改正法の要点等は、①障害者の範囲（難病等が追加）②障害程度区分を障害者支援区分へ変更（来年4月より施行）③重度訪問介護の対象拡大（来年4月より施行）④共同生活介護の共同生活援助への一本化（来年4月から施行）⑤地域移行支援対象の拡大（来年4月より施行）等がありその後3年を目途に法律を見直すことになっています。

今後とも事業者及び福祉施設現場にとって、どのような影響が出てくるのかを予断なく慎重に推移を見守っていきたいと考えています。

今年度も、県立特別支援学校(北九州高等学園・直方養護学校・古賀特別支援学校)とは、更なる信頼を得られるような施設運営に心がけ、多くの学校行事への参加や、実習生の受け入れなどの交流を図るとともに、行政機関である宗像市・福津市をはじめ、各関係機関との連携を図り、啓発活動などにも積極的に取り組み、新たな施設の増築や改修を機に多様なニーズに対応できるよう特徴ある施設と事業の充実を目指していきます。

また、特に保護者会との連携も密に取りながら信頼ある施設運営に努めます。

なお、平成24年度の目指す目標として掲げていた①利用者の確保、②社会への就労の確保、③安定的な仕事と工賃アップの確保、④機能的自立支援サービスの提供、⑤職員の職務に対する自覚の確保、の5つの目標については、ばらつきはあるものの一定の成果を収めることができました。

I 法人の運営

1 評議員会に関する事項について

定款第13条の規定に基づき、次のとおり評議員会を開催しました。

区 分	開催月日	場 所	議案 番号	付 議 事 項 等	結 果
第1回 評議員会	H24・5・29	くすの木園	第1号	平成23年度事業報告(案)について	同 意
			第2号	平成23年度決算報告(案)について (監事監査報告)	同 意
			第3号	指定特定相談支援事業所運営規程(案) の制定について	同 意
			第4号	職員被服貸与規程(案)の制定につい て	同 意
			第5号	理事長職務代理者の指名(交代)につ いて	同 意
第2回 評議員会	H25・1・29	くすの木園	第6号	就労移行支援事業運営規程を廃止する 規程(案)について	同 意
			第7号	就労継続支援(B型)事業運営規程の 一部を改正する規程(案)について	同 意
			第8号	平成24年度第1回補正予算(案)に ついて	同 意
			専 決 処 分 (報 告)	① 嘱託職員規則(案)の制定について ② 障害者自立支援法に基づく指定障 害福祉サービス(共同生活援助及び 共同生活介護)事業所くすくすホー ム運営規程の一部を改正する規程 (案)について ③ 虐待防止対応規程及び虐待防止委	承 認 承 認 承 認

			<p>員会要領（案）の制定について</p> <p>④ セクシュアルハラスメント防止規程（案）の制定について</p>	承認	
第3回 評議員会	H 25・3・26	弥太郎別館 会議室 (福津市)	第9号	定款の一部を改正する定款（案）について	同意
			第10号	生活介護事業運営規程の一部を改正する規程（案）について	同意
			第11号	就労継続支援（B型）事業運営規程の一部を改正する規程（案）について	同意
			第12号	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス（共同生活援助及び共同生活介護事業）事業所くすくすホーム運営規程の一部を改正する規程（案）について	同意
			第13号	初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）について	同意
			第14号	組織規則の一部を改正する規則（案）について	同意
			第15号	平成24年度第2回補正予算（案）について	同意
			第16号	平成25年度事業計画（案）について	同意
			第17号	平成25年度収支予算（案）について	同意
第18号	くすの木園本館改修工事請負契約の締結について	同意			

2 理事会に関する事項について

定款第9条の規定に基づき、次のとおり理事会を開催しました。

区 分	開催月日	場 所	議 案 番 号	付 議 事 項 等	結 果
第1回 理事会	H 24・5・29	くすの木園	第1号	平成23年度事業報告(案)について	認 定 認 定
			第2号	平成23年度決算報告(案)について (監事の監査報告)	
			第3号	指定特定相談支援事業所運営規程の制 定(案)について	可 決
			第4号	職員被服貸与規程の制定(案)につい て	可 決
			第5号	施設長の辞職について	可 決
			第6号	新施設長の任命について	可 決
			第7号	理事長職務代理者の指名(交代)につ いて	可 決
第2回 理事会	H25・1・29	くすの木園	第8号	就労移行支援事業運営規程を廃止する 規程(案)について	可 決
			第9号	就労継続支援(B型)事業運営規程の 一部を改正する規程(案)について	可 決
			第10号	平成24年第1回補正予算(案)について	可 決
			専 決 処 分 (報 告)	① 囑託職員規則の制定について ② 障害者自立支援法に基づく指定障 害福祉サービス(共同生活援助及び 共同生活介護)事業所くすくすホー ム運営規程の一部を改正する規程 (案)について ③ 虐待防止対応規程及び虐待防止委 員会要領の制定(案)について ④ セクシュアルハラスメント防止規 程の制定(案)について	承 認 承 認

第3回 理事会	H25・3・26	弥太郎別館 会議室 (福津市)	第11号	定款の一部を改正する定款(案)について	可決
			第12号	生活介護事業運営規程の一部を改正する規程(案)について	可決
			第13号	就労継続支援(B型)事業運営規程の一部を改正する規程(案)について	可決
			第14号	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス(共同生活援助及び共同生活介護事業)事業所くすくすホーム運営規程の一部を改正(案)について	可決
			第15号	初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(案)について	可決
			第16号	組織規則の一部を改正する規則(案)について	可決
			第17号	平成24年度第2回補正予算(案)について	可決
			第18号	平成25年度事業計画(案)について	可決
			第19号	平成25年度収支予算(案)について	可決
			第20号	くすの木園本館改修工事請負契約の締結について	可決

3 監事監査に関する事項について

社会福祉法40条、社会福祉法人宗像会定款第11条及び社会福祉法人宗像会監事監査規程の規定に基づき、平成24年度における法人の業務事業の執行状況及び財産の状況について監事による実地監査を平成25年5月15日(水)くすの木園会議室において実施しました。その結果は、事業関係の書類に関して昨年の監査において2点の改善を求められていたが概ね改善が図られており不整の点はないと認める旨の報告がありました。

4 清涼飲料水等自動販売機設置運営事業について

平成 15 年度から宗像市の協力により、ふれあいの森総合公園及びエコパークに清涼飲料水自動販売機 5 台及びアイスクリーム自動販売機 1 台を設置し、販売手数料収入（約 106 万円）を得ています。この収益金は、法人本部の運営費として、また総合公園の清掃に従事する利用者の工賃支払いの資源として重要な役割を果たしています。

II 施設運営

1 施設の利用状況について

(1) 利用者数（定員 50 名）

入園では、25 年 3 月には古賀特別支援学校高等部の男性 2 名が卒業後、年度始めの 4 月を待たず、3 月に生活介護・就労継続（B 型）支援事業に入園されました。

退園では、5 月（女性利用者が他施設利用のため）9 月（女性利用者が他の施設利用のため）、平成 25 年度 3 月（女性利用者が他施設利用のため）計 3 名が退園し年度末では 58 名となっています。

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

性別	宗像市	福津市	合計	割合 (%)
男	16	11	27	47
女	23	8	31	53
計	39	19	58	100
割合 (%)	67	33	100	100

(2) 年齢別

利用者全員の平均年齢は 36.3 歳、男性では 34.3 歳、女性は 38.1 歳となっています。ちなみに最高年齢者は 63 歳、最小年齢者は 18 歳です。

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

年齢別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
30 歳未満	8	30	5	16	13	22
40 歳未満	12	44	11	36	23	40
50 歳未満	6	22	11	36	17	29
50 歳以上	1	4	4	12	5	9
合計	27	100	31	100	58	100

(3) 在園期間

当園では、利用者全員の平均在園期間は14、3年となっています。
10年以上の利用者の割合が64%と高く、また、長期在園期間者が多くその内、開設時からの利用者が3名となっています。これは平成8年4月定数20名を増員したときに入所した利用者の在園期間が17年となったためです。また、くすの木園が障害者自立支援法に伴う新事業に移行した後、入園した利用者も10名を数えています。

(平成25年3月31日現在)

期間別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
5年未満	6	22	5	16	11	19
10年未満	4	15	6	20	10	17
20年未満	10	37	10	32	20	35
20年以上	7	26	10	32	17	29
計	27	100	31	100	58	100

(4) 障害の程度区分

障がい福祉サービス事業所(多機能型施設)であります。重度障害者及び最重度障害者の割合が76%と高く、これは当園が宗像管内市町村のバックアップにより設立された経緯もあって障害の程度に関係なく通所を希望する宗像管内に居住する障がい者の方を受け入れてきたことによるものです。

(平成25年3月31日現在)

障害程度	軽度			中度			重度			最重度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人員	0	1	1	7	6	13	16	21	37	4	3	7	27	31	58
割合	2%			22%			64%			12%			100%		

(5) 出席率

隔週土曜日の施設開所以降は皆勤者、精勤者ともに減少している中で利用者3名が皆勤しています。利用者全員の平均の出席率は87、8%となっています。

70%未満	80%未満	90%未満	100%未満	100%
6人	5人	16人	28人	3人

《就労移行支援事業》

(1) 利用者数 (定員6名) 現員2名

(平成25年3月31日現在)

性別	宗像市	福津市	合計	割合 (%)
男	0	0	0	0
女	2	0	2	100
計	2	0	2	100
割合 (%)	100	0	100	100

(2) 年齢別

年齢別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
30歳未満	0	0	0	0	0	0
40歳未満	0	0	2	100	2	100
50歳未満	0	0	0	0	0	0
50歳以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	100	2	100

(3) 在園期間

期間別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
5年未満	0	0	0	0	0	0
10年未満	0	0	1	50	1	50
20年未満	0	0	1	50	1	50
20年以上	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	100	2	100

(4) 障害の程度区分

障害程度	軽度			中度			重度			最重度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人員	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	2
割合	0%			50%			50%			0%			0%		

(5) 出席率

70%未満	80%未満	90%未満	100%未満	100%
0人	0人	0人	1人	1人

《就労支援B型事業》

(1) 利用者(定員16名)現員21名 (平成25年3月31日現在)

性別	宗像市	福津市	合計	割合(%)
男	5	6	11	52
女	7	3	10	48
計	12	9	21	100
割合(%)	57	43	100	100

(2) 年齢別

年齢別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
30歳未満	3	27	1	10	4	19
40歳未満	5	46	3	30	8	38
50歳未満	2	18	5	50	7	33
50歳以上	1	9	1	10	2	10
合計	11	100	10	100	21	100

(3) 在園期間

期間別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
5年未満	3	27	1	10	4	19
10年未満	1	9	2	20	3	14
20年未満	5	46	5	50	10	48
20年以上	2	18	2	20	4	19
計	11	100	10	100	21	100

(4) 障害の程度区分

障害 程度	軽度			中度			重度			最重度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人員	0	1	1	5	3	8	6	6	12	0	0	0	11	10	21
割合	5%			38%			57%			0%			100%		

(5) 出席率

70%未満	80%未満	90%未満	100%未満	100%
1人	3人	10人	7人	0人

《生活介護支援事業》

(1) 利用者(定員28名) 現員35名 (平成25年3月31日現在)

性別	宗像市	福津市	合計	割合(%)
男	11	5	16	46
女	14	5	19	54
計	25	10	35	100
割合(%)	71	29	100	100

(2) 年齢別

年齢別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
30歳未満	5	31	4	21	9	26
40歳未満	7	44	6	32	13	37
50歳未満	4	25	6	32	10	28
50歳以上	0	0	3	15	3	9
合計	16	100	19	100	35	100

(3) 在園期間

期間別	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
5年未満	3	19	4	21	7	20

10年未満	3	19	3	16	6	17
20年未満	5	31	4	21	9	26
20年以上	5	31	8	42	13	37
計	16	100	19	100	35	100

(4) 障害の程度区分

障害 程度	軽度			中度			重度			最重度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人員	0	0	0	2	2	4	10	15	25	4	2	6	16	19	35
割合	0%			11%			72%			17%			100%		

(5) 出席率

70%未満	80%未満	90%未満	100%未満	100%
5人	2人	7人	19人	2人

2 日中一時支援事業（委託事業）

市町村事業である障害者等日中一時支援事業の実施に当たっては、宗像市及び福津市と単年度毎に委託契約を締結して、障害児（者）を受け入れています。24年度は、特別支援学校高等部3名が夏休み、春休みを通じて延べ62日利用しています。

3 職員研修等について

施設職員としての倫理観を持ち、利用者本位のサービス提供を基本とする姿勢や専門性など、その資質の向上を図るために内部での勉強会を実施するとともに専門研修や健康管理研修、就労支援研修及び他の研修・会議に積極的に参加しました。

なお、外部の会議・研修の参加状況は、次のとおりです。

- ・ 施設長 県知的障害施設協議会施設長会議他 計5回
- ・ 課長 就労支援ネットワーク強化等実視察研修他 計3回
- ・ 新人職員（2名）県障害者福祉協会研修・応急手当訓練他 計6回
- ・ 中堅職員（7名）県職種別研修・福祉施設防災セミナー等 計9回
- ・ 中堅職員（7名）食中毒・ビジネス文書・食品表示各研修等 計4回
- ・ 事務職員（1名）請求事務研修会・労災防止研修他 計4回

4 危機管理意識の徹底について

防火対策については、年2回消防本部の指導の下に避難・消火訓練を実施し、訓練にあたっては実際に地震が起こったものと想定し実施。その後、地震による火災で煙を吸った負傷者を担架で搬出する訓練を実施しました。

また、AEDの導入にあたり使用方法の講習を実施しました。更には災害用備品の設置と備蓄を行いました。

安全対策に関しては、自動車の始業点検・定期点検、記録の整備、交通安全ステッカーの貼付等安全運転意識の高揚に努めるとともに、毎月第1金曜日午後4時以降に園車全部の洗車、点検の実施をしています。その結果、大きな事故などの発生もなかった。職員・運転手等への車の運転については、更なる自覚（飲酒運転の撲滅）を促し安全運転業務に心がけています。

なお、利用者の健康管理や安全衛生に関しては、次のような対策を講じました。

避難訓練： 11月30日(総合訓練)

平成25年度2月24日(防災訓練を兼ねた地震を想定した訓練の実施。また、地震による火災では実際に煙を吸った人を担架で搬出する訓練を実施。その後、水消火器を使っての消化訓練を実施。宗像地区消防職員による緊急時対応の講話と質疑)

健康診断： 10月9日(火)(パブリックヘルスリサーチセンター)

歯科検診： 9月19日(木)(宗像歯科医師会)

嘱託医による検診：相談：平成25年度2月14日(木)(嘱託医：島村内科消化器科クリニック)・個別相談は適宜実施

地下水の水質検査： 毎月1回

給食調理業務：パン授産業務従事者細菌検査： 毎月1回

施設の清掃とパン工房の消毒と点検： 年2回 施設内除草等は随時

作業環境の整備と点検： 全館LEDの交換とヘルメット・安全靴貸与

消防用設備等：(特殊消防用設備)点検 年2回 (株)九州機設

Ⅲ 利用者への支援

1 自立支援について

利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりと利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労促進の場、安定的な仕事の間、工賃の支払いの確保の場としての支援を目標とし、また、24年度は新体系移行後4年を迎える年でもあり、その三事業の内容を分析、検証し個々にあった支援計画を策定するため、担当支援員、利用者、保護者間で十分話し合いをし、利用者にとって処遇の向上と質の高いサービスが実施されるように次のようなスケジュールのもとに個別支援計画を策定し、利用者の支援を行いました。

〈三事業個別支援計画の流れ〉

4 月：三事業支援計画説明（同意書受領）

＊ 3者面談の実施

7 月：就労移行支援事業モニタリング

＊ 3者面談の実施

10月：生活介護・就労継続B型・就労移行支援事業各モニタリング

＊ 生活介護・就労継続B型のみ3者面談の実施

1 月：就労移行支援事業モニタリング

＊ 3者面談の実施

1 月：三事業アセスメント実施

3 月：生活介護・就労継続B型・就労移行支援各事業モニタリング

＊各事業の個別支援計画の達成率は次のとおりです。

① 就労移行支援(2人)・・・5.7% 100% 0人

② 就労継続支援B型(20人)・・・62.8% 100% 5人

③ 生活介護支援(34人)・・・73% 100% 8人

以上が実施結果ですが就労移行支援事業と生活介護支援事業については、平均達成率は昨年とほぼ変わらず、就労継続B型支援事業が昨年より17パーセント程度低下している。

その主な要因は、次の点が考えられる。

＊ 人による達成率の差が大きい。

＊ 健康面・会話・挨拶・セラシーの技術向上といった課題が未達成の大きな理由である。

＊ 目標設定が性格的なものであるため、クリアーするのに時間がかかるし、時間を必要とする課題が増加している。

＊ 昨年の結果が良かったので（簡単な課題は昨年までにクリアーされている。）より高い課題が増えてきている。

＊ 利用者の加齢に伴う機能低下も見られる。

2 支援事業について

(1) **就労移行支援事業** + **就労継続支援B型事業**（フロンティア班）

【日々、可能性の開拓のため、総合的な訓練・支援を行い、就職を目指すこと】をテーマに掲げ支援にあたりました。その支援事業の結果は次のとおりです。

1、就労に関して

① 就労移行の2名の利用者に対して履歴書を上手に書けるように支援しました。

② 就労移行の2名と就労継続B型で就労移行にちかい1名の利用者の職場実習を実施しました。

③ 就労移行の2名とハローワーク訪問に同行して、登録を行いました。

その時に、本人達よりはっきりとした就職を希望しない旨の意思確認がありました。

- ④ 当園から就職した3名の利用者に対して、定期的な職場訪問や電話での連絡等の定着支援を行いました。ハローワーク福岡東への定期的な訪問を実施しました。

2、パン作業について

- ① 昨年度に引き続き、1日のリーダーを決めて、職員ではなく、利用者主導で作業が進むように取り組んできた結果、みんな声も大きくなり、確認や報告もしっかりと行えるようになり、責任感も向上してきました。
- ② 自家製造の食パンを冷凍し、翌日の朝焼きあがるようにして、効率アップを図り、休日や行事の時も、できる限り直売店にパンを出せるようにしました。
- ③ 道の駅の売上げ状況の確認メールの登録を行い、在庫確認のため利用を始めました。休日もメールを利用して、売り場の空きスペースをなくすることができるようになりました。
- ④ クッキー等をおみやげ等に使いやすいように、紙袋に利用者が絵を描いたものを使っており、注文も増えてきました。
- ⑤ ボランティアに定期的に作業に入って頂く事により、日頃、見ることの出来ない利用者の一面を見れたり、利用者へ刺激を与えてもらっています。
- ⑥ 人権週間に宗像市からクッキーの発注を受け収益とともに、くすの木園のPRにもつながりました。市役所内で定期的に販売会を行い、利用者も当番で参加して、地域との交流を図り、自分達が作った商品を直接売る事により、働く意欲の向上となり、これが収入へと繋がっています。
- ⑧ 職員3名で定期的（月1回）に、利用者の支援やパンの研究のための研鑽会を行いました。
- ⑨ パン作業に1名（月10回）、配達に1名（月7回）非常勤職員に入ってもらい、効率化を図るとともに、利用者の個々の支援も充実しました。
- ⑩ パンの配達に長けたパート職員を雇用し確実な納品と作業の効率化と配達事故の未然防止に努めました。
- ⑪ パンの広報として『ときドキ便り』をボランティアの協力により、定期的に発行しました。
- ⑫ お金を使う喜びを知るために、自分達の工賃で遊んだり、食事をしたりする余暇活動を実施しました。

※ 就労移行支援事業契約者（フロンティア班）2名の個別支援計画目標達成率は全体平均が57%と他の事業と比べ低いのは、一般就労に向けた目標が多く、それに応えられなかったことが原因です。

今後も、就労移行支援事業の基本に立ち返り個別支援計画に沿った支援に努めて行きます。

一方で、就労継続支援B型事業契約者7名については、個別支援計画の目標達成率が100%の利用者が3名で全体平均が77,1%と高いのは、本人の努力はもちろんのこと家族や支援員の取り組みの成果といえます。

(2) 就労継続支援B型事業 (ハートワーク班)

【安全に心がけ安心できるものづくり】のテーマに沿って、個々の能力に合わせた作業内容で取り組み、積極的に次のステップを目指してけるように支援しました。

また、身体的に無理のできない利用者や外作業ができない利用者には、仕事をセーブしセラシート作業や生活介護(ドリーム班)で座り作業で対応しました。

危険な作業が多いなか、大きな怪我もなかったが、額に原木があたり怪我した利用者がいました。これを機に、困難な作業環境に対応できるよう安全ヘルメット・安全靴を利用者に貸与し事故の再発防止に努めました。

毎日、帰園時には必ず身体チェックを行い、怪我・打撲・その他困った事等がないかの聞き取り調査を継続的に実行しました。

今年1月の大雪でハウスの倒壊(4棟中3棟)という災害が発生しましたが、全て復旧させ生産活動の被害を最小限度で維持することができました。

また、新しく食品乾燥機を導入して、乾燥椎茸を製品化しました。

ギフトBOXを作り、絵を利用者から募集して6名の皆さんが選ばれ表彰することができました。

支援内容の結果については、次のとおりです。

「椎茸作業」

- ・ 原木運びを基本に、発生操作(水槽に原木を入れる。水槽より原木を上げる。展開、井桁積み)採取、植菌作業があり、能力・意欲に合わせて取り組みました。特に、原木運びについては、転倒、打撲に注意をし、また、無理して運ばないように支援しました。

「アルミ缶作業」

- ・ 24年度は、平均単価69円/kで14回出荷しました。この平均単価は前年度より10円値下がりをしました。また、鉄(スチール)も7円/kで引き取ってもらいました。

「公園清掃」

- ・ ふれあいの森の公園を週1回程度のゴミ拾いをしました。

「除草作業」

- ・ ユリックス(春・秋の2回)エコパーク(秋)の除草作業を行ないました。

「セラシート」

- ・ 利用者ごとに目標を決め、達成にむけてチャレンジしました。
また、3月は強化月間として職員も一緒に入り1枚でも多くを合言葉に頑張り実績をあげることができました。

「門松製作」

- ・ 例年と同様に怪我のないよう注意を払い昨年以上の実績を残すことができました。

「リサイクル」

- ・ 作業希望者で交代しながら契約した処理業務を確実に選別し結果を残すことができました。
- ・ 事故防止と異物の見落としがないように注意し支援しました。
- ・ 利用者の努力と支援員のサポートにより新たに1名の作業員が増えました。

「工賃アップ」

- ・ 椎茸の不作で思うように工賃アップをすることができませんでしたが、少しでもアップすることが出来ました。

※「乾燥椎茸」

- ・ まる 50g600円 スライス 40g500円 ばら 40g400円
ギフトBOX 1,000円の4種類ができました。
人気度ではスライスが一番です。

※「乾燥野菜」

- ・ 3月には大根の資材提供があり、切干し大根を作り出荷しました。

※ 個別支援計画目標達成率が100%の利用者が2名いるのに対し達成率が50%未満の利用者が5名おり平均達成率が61,2%となっています。
今後は、目標設定と支援の取り組み方を再度検討していきます。

(3) **生活介護支援事業** (ドリーム班)

【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】のテーマに沿って、支援にあたりました。

事業の3本柱である①生産活動・②機能訓練(リハビリ)③創作活動について、その支援事業の結果は次のとおりです。

生産活動においては、①紙工 (3ヶ所) 箸入れ (3ヶ所) ③セラシートづくり、④EM ボカシ、⑤歯科治療用ガーゼ折り、⑥ペーパーナプキン折り、⑦弁当パック詰め、⑧玄米ニギニギ棒製作、⑨メール便作業等の作業を行いました。

支援内容につきましては、作業内容だけではなく日常生活の支援を併せて行っています。

特に、特徴ある支援としては

- (1) 健康メニューを取り組んだ事業です。利用者へ毎日の健康を把握するた

め検温・朝のラジオ体操やストレッチ体操・ウォーキングを行いました。

特に、ラジオ体操においては、当番制を取り入れ朝の挨拶・体操時の号令・作業終了の号令等を行うことによりコミュニケーションスキルの充実を図るための支援を行いました。

(2) 機能訓練においては、作業療法士によるリハビリ訓練を週1回、3つのグループに分かれて棒体操や歩行訓練を強化しました。

内容としては、年2回の体力測定及び毎週の全身調整体操、レクリエーション、悠々体操、口腔体操などに取り組み、個々に応じた支援を行いました。

その結果、昨年度より更に集中力が高まり正しい姿勢をより意識できるようになり、綺麗な歩行にも繋がっていきました。また、リハビリでのあいさつ当番では、挨拶や返事だけではなく積極的に参加する意欲が増しました。

(3) 創作活動においては①運動②音楽③書画の3つのグループに分かれ月1回半日の活動に取り組みました。

② 創作メニューでは、運動、書画、音楽の3グループより希望をとり、月1回半日の活動に取り組みました。

(ア)運動：ウォーキング・ニギニギ棒を使った体操・ニギニギ棒を使ったダンスを行いました。

(イ)音楽：口腔体操、手話を取り入れたダンス、カラオケ、童謡を使った手遊び歌やゲームを行いました。

(ウ)書画：季節に応じた絵画作成を行いました。

当園の生活介護事業の特徴は、生活介護支援だけではなく、工賃を支給することにより、障がいが重くとも、社会の一員として働く喜びを知ってもらうことです。

その結果、夏、冬にはボーナスが支給され励みになっているようです。

※ 個別支援計画の目標達成率が100%の利用者が34人中8人あり全体の平均達成率は73%で昨年度より5%上がりました。

今後とも支援事業の中で作業、機能訓練、創作活動をどのような割合で位置づけしていくか更に検討して利用者や保護者にとって満足してらえるよう支援に取り組んでいきます。

3 生活支援の充実について

利用者・保護者(家族)・職員のお互いの理解と信頼による施設運営が図れるように運動会や社会参加促進のための社会見学旅行等の行事を通じて相互理解や親睦に努めました。

また、教養及び情操を高め、通所生活に意義と変化をもたらすために、毎月1回、9コースに分かれたクラブ活動やヨガを実施しました。

年 月 日	主 な 行 事 (年 間 行 事)
24・4・27	春の遠足 ボウリング (シティボウル・ユリックス芝生広場)
6・8	4施設親善スポーツ大会 (中間市体育文化センター)
9・7	長崎ハウステンボス日帰り旅行
10・27	運動会(中央中学校体育館)
12・4	劇団四季 ミュージカル鑑賞 (ユリックス ハーモニーホール)
12・8	餅つき大会及び音楽鑑賞
25・1・26	保護者会主催新年会(国民宿舎ひびき) 参加者：利用者・保護者・職員等
年 月 日	主 な 行 事 (月 間 行 事)
第1金曜日	午後： ヨーガ (5回)
第4金曜日	午後：年間行事がない月の金曜日、クラブ活動 (9回) 【クラブ活動 (ドライブ・水泳・カラオケ・ウオーキング・スポーツメニュー) : ツ・家庭科・調理・絵画・ダンス、リズム体操)

4 給食サービスの提供について

調理等の給食業務については、平成18年6月1日から給食専門業者に委託していますが、職員及び業者を構成員とする「くすの木園給食運営委員会」を設置し、嗜好調査、喫食調査等の企画・実施、献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議・検討しています。

24年度は、利用者に喜んでもらえる献立の工夫とともに健康面に配慮した、適正な量での提供に努めました。

利用者が大変楽しみにしているバイキング料理 (年2回)、食育の日、S t o p ザ・メタボ、味めぐりフェア、食欲増進フェア、味覚フェア等様々な献立により、美味しさを追求するだけでなく、食に対する興味を引き出し栄養管理に徹した給食のサービスの向上に努めました。

バイキング料理やお弁当には、宗像産の野菜等を利用してもらい、旬の野菜から季節感を味わってもらいました。

食品衛生管理対策として、従来のアルコール消毒に加え、ノロウイルス対策の消毒を実施して、予防対策に取り組みました。

また、検食簿を献立ごとに記入欄を設けるなどして献立内容を充実させるための見直しを行いました。

平成24年度の取り組み状況は、次のとおりです。

- (1) 給食運営委員会 ・平成24年4月13日(金) 開催
- (2) 安全食品衛生点検調査 24年6月7日(木)78点・12月4日(火)82点
- (3) 安全衛生教育(年2回) 24年4月21日(土)・11月12日(月)

※ (株)イーズニックよりの指摘事項

- 1. 床面が水が飛んで濡れた場合は、すぐにモップで拭く習慣づけ
 - 2. 冷蔵庫のパッキン部の定期的な洗浄・消毒の実施
 - 3. 食品の適切な在庫管理と日付管理を実施すること。
 - 4. ワゴン下段の調味料類は床から60cm以上の場所又は、蓋付収納ケースに保管すること。
- ・ 以上の注意・指導があったが、概ね良好に改善されていた。また、この状態が継続できるように、定期的な巡視及び教育を続けながら新たな視点で更なる衛生管理体制を整えます。

(4) 業者選定

監事や県からの指摘・指導があった調理委託業務については当園の特徴ある特記事項や要望を取り入れた仕様書を作成し4社を指名して見積書の提出を受け選考委員会で決定しました。その結果を25年度からの新しい契約に反映させます。

V 地域交流の促進について

地域に開かれた施設としてまた地域福祉に貢献する施設としての役割を果たすため、学校、地元団体等の社会見学、実習生やボランティア等を積極的に受け入れ(日数にして49日)ることに努めました。また、各イベントに参加し生産及び授産製品の販売や園行事等を通じて地域との交流を図りました。

特に、今年は新たに宗像市ボランティアセンターからの要請により、ボランティア養成実習の受け入れを初めて実施しました。

実習生等	・機関・団体10・実人員：51人・日数：110日
ボランティア	・実人員： 22人 延べ人員： 149人
ボランティア	(内)24年度ボランティア、アロー(実人員15人・延べ人員155人)

内容	要請作業(16人)・自主作業(11人)・クラブ活動(28人)・行事(14人)・パン配達等(83人)の協力
----	------------------------------------------------------

* 普通学校・特別支援学校・宗寿園ケアスクールとの交流

7月27日：古賀特別支援学校職員 高等部進路研修施設見学 4名来園

11月6日：若宮市特別支援教育研究協議会（普通小・中学校特別支援学級保護者・職員）研修会見学 教員14名 保護者7名 来園

11月29日：古賀特別支援学校高等部第1学年施設見学 生徒26名
職員 10名 来園

12月12日：ケアスクール受講生徒見学 受講生25名 職員1名

3月6日： 同 上 講生生16名 職員2名

* 運動会交流

10月27日：中央中学校生徒の競技参加 サッカー部等多数
福岡教育大学生ボランティア 1名

* 餅つき大会交流

12月8日：福岡教育大学 アカペラグループ アコードによる演奏 5名
福岡教育大学 余暇支援ボランティア・かるがもボランティア
ア・有志餅つきボランティア 3名

社会福祉法人宗像福祉会 利用者（当園元通園者）・保護者・
職員 6名

VI 緊急家庭支援システムについて

施設独自で実施している緊急家庭支援の利用状況は、次のとおりです。

- 1 利用者数 実人数 3名
- 2 利用日数 5日
- 3 利用時間 5時間30分

IV グループホーム・ケアホームの運営

1 ホームの利用状況について

(1) 利用者数（定員 グループホーム1人・ケアホーム3人）

グループホームの開設時（平成11年10月）から利用者に変更はなく、常時100%の利用率となっています。

平成24年3月より制度が変更になり名称がグループホームとケアホームに分かれました。

性別	宗像市	福津市	合計	割合(%)
男	—	2	2	50
女	2	—	2	50
計	2	2	4	100

